

第5章

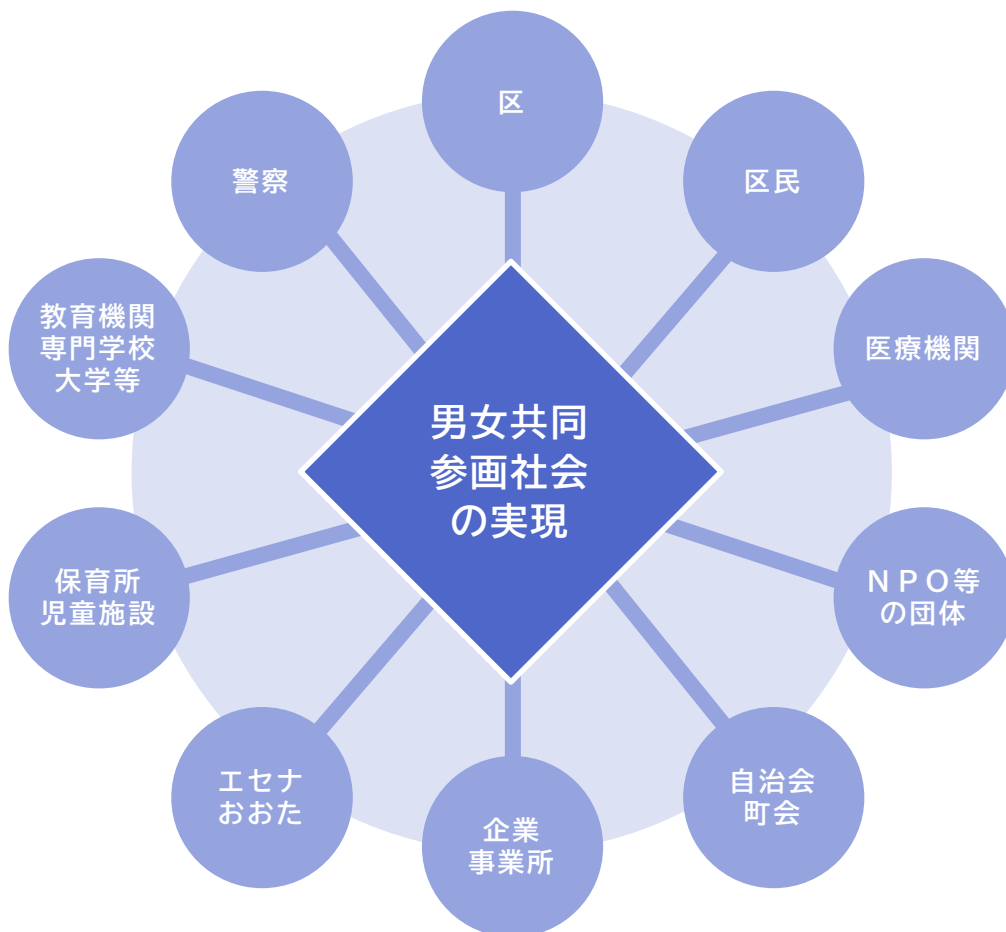
計画の推進に向けて

推進体制の連携強化

男女共同参画社会の実現のためには、あらゆる分野において、男女平等に配慮した取組を進めることが重要です。本プランにおいて掲げられた関連事業は庁内外における多数の関係機関にわたっており、それぞれの機関が互いに連携協働しながら各施策を展開する必要があります。

各施策の効果的な推進のため、公募区民、区内で活動する団体や事業者の代表及び学識経験者で構成する大田区男女共同参画推進区民会議や庁内推進会議を中心に、計画の進捗状況報告についてご意見をいただき、それに基づき各課において改善策を検討・実施し、課題の解決に向けて取り組む庁内推進体制の整備を行います。

例えば、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が令和4（2022）年に成立後、区は関係部署にて構成された「女性支援に係る支援調整会議検討会」を立ち上げ、施策の方向性等を検討しました。こうした国や都の動きをはじめとし、変化の激しい社会情勢の影響等も鑑みながら、柔軟な推進体制により連携を強化し各施策を進めていきます。



2

計画の進行管理

本プランに掲載した各基本目標に関する取組については、その施策の進捗状況を年度ごとに確認し、大田区男女共同参画推進区民会議において報告するとともに、その内容を区ホームページにて公開します。

本プランを着実に推進していくために、目標ごとに指標を設け、計画期間中の達成状況を数値化します。特に積極的に推進する重点取組は、各事業の実施や見直しに反映していきます。

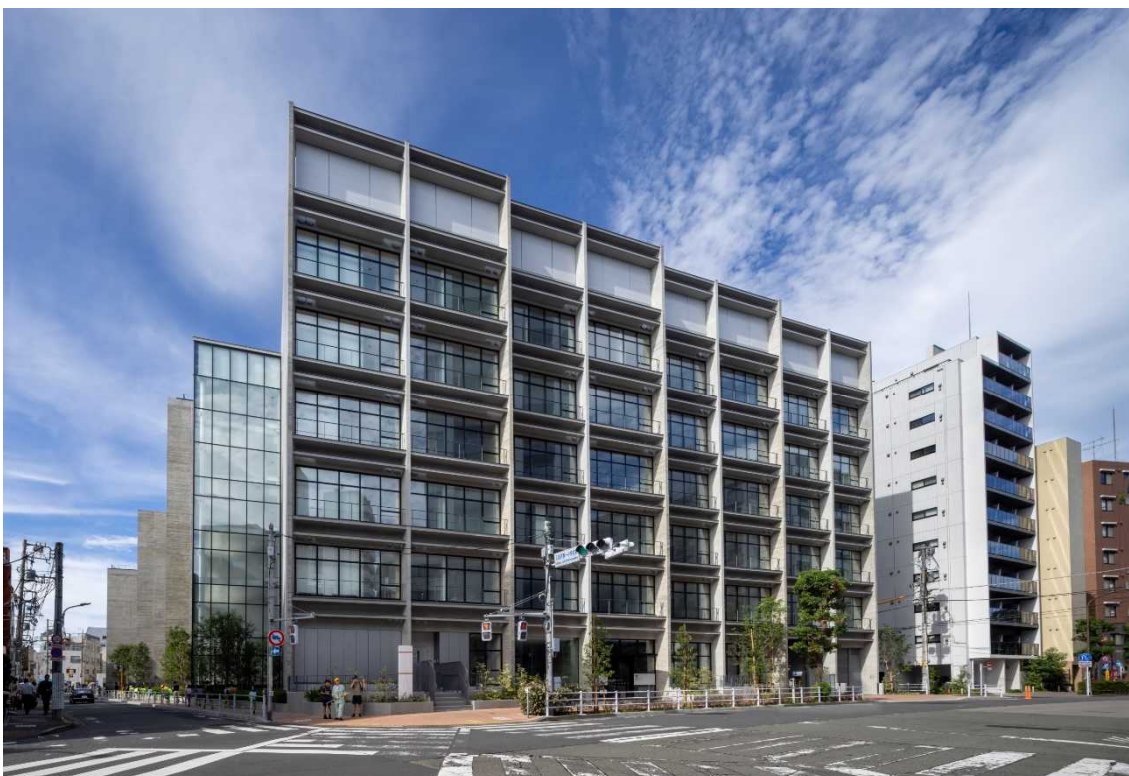
3

大田区立男女平等推進センター(エセナおおた)

大田区立男女平等推進センター(エセナおおた)は、昭和52(1977)年に「大田区立婦人会館」として開設した施設です。平成4(1992)年には、名称を「大田区立おおた女性センター」と変更し、平成12(2000)年には改修工事を経て、現在の名称である「大田区立男女平等推進センター(エセナおおた)」となりました。令和6(2024)年12月には、それまでの単独施設だった場所から大森北四丁目複合施設(スマイル大森)の5階・6階部分へと移転しました(大田区大森北四丁目6番7号)。

男女共同参画事業推進の拠点として、主に講座や講演会、情報の収集・発信、施設の貸出、交流の場の提供などを行っています。

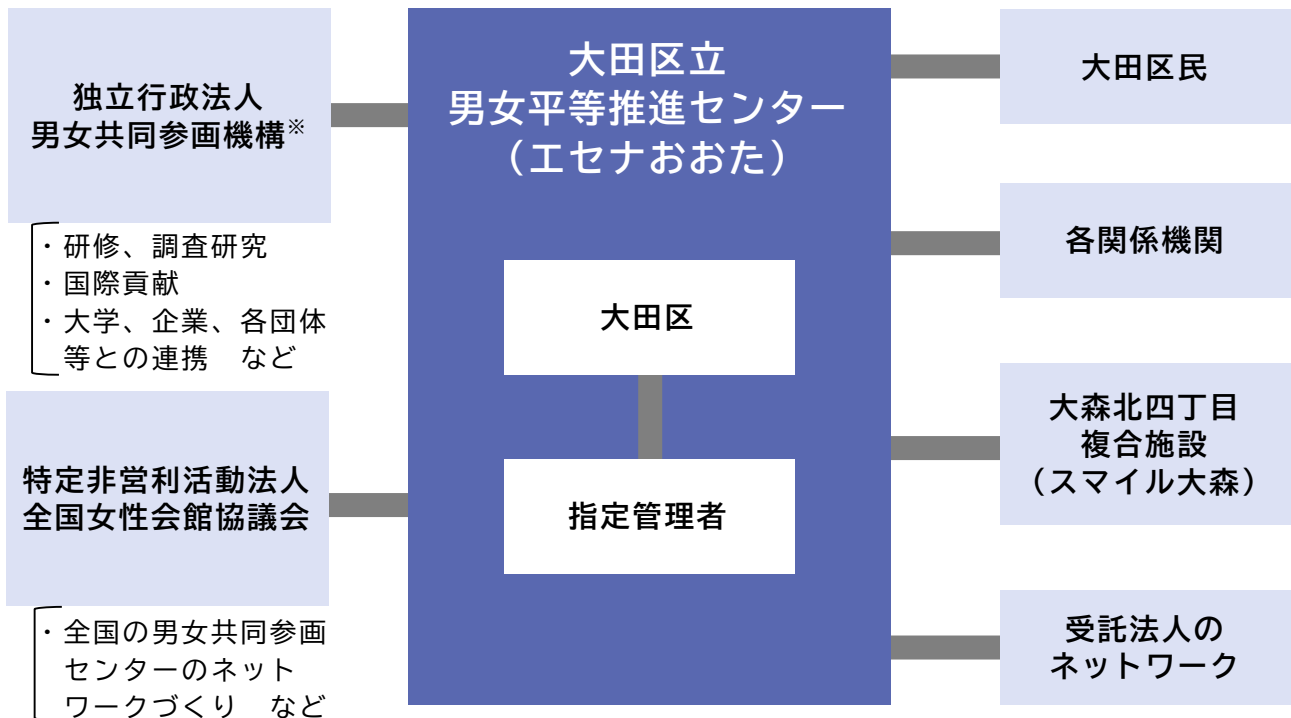
【大田区立男女平等推進センター(エセナおおた)外観】



大田区立男女平等推進センター（エセナおおた）は、平成16（2004）年から指定管理者制度を導入しています。指定管理者制度は、平成15（2003）年6月の地方自治法改正により創設された制度で、大田区では大田区立男女平等推進センター（エセナおおた）が、この制度を採用した第一号の施設でした。

男女共同参画社会の実現に向けて、大田区立男女平等推進センター（エセナおおた）をより効果的に活用し運営していくため、区は、指定管理者の専門性を活かすとともに様々な関係機関と連携しながら、適切な運用と区民サービスにつなげています。

【大田区立男女平等推進センター（エセナおおた）位置付け】



※令和7（2025）年6月に独立行政法人男女共同参画機構法等が成立したことにより、令和8（2026）年4月から、独立行政法人国立女性教育会館（NWE C）は、独立行政法人男女共同参画機構となり、全国の男女共同参画センターの中核組織として位置付けられます。

【大田区立男女平等推進センター（エセナおおた）での事業の様子】

